

令和 6 年

草加市議会 9 月定例会議案

草 加 市

草加市告示第 6 7 7 号



地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条第 1 項の規定により令和 6 年草加市議会 9 月定例会を次のとおり招集し、同条第 7 項の規定により告示する。

令和 6 年 8 月 2 2 日

草加市長 瀬 戸 百合子

1 期 日 令 和 6 年 8 月 2 9 日

2 場 所 草 加 市 議 会 議 場

議 案 目 次

第 6 1 号議案	令和 5 年度草加市一般会計歳入歳出決算の認定について……………	1
第 6 2 号議案	令和 5 年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計歳入歳 出決算の認定について……………	3
第 6 3 号議案	令和 5 年度草加市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について…	5
第 6 4 号議案	令和 5 年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計 歳入歳出決算の認定について……………	7
第 6 5 号議案	令和 5 年度草加市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につい て……………	9
第 6 6 号議案	令和 5 年度草加市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について…	1 1
第 6 7 号議案	令和 5 年度草加市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につ いて……………	1 3
第 6 8 号議案	令和 5 年度草加市水道事業決算の認定について……………	1 5
第 6 9 号議案	令和 5 年度草加市立病院事業決算の認定について……………	1 7
第 7 0 号議案	令和 5 年度草加市公共下水道事業決算の認定について……………	1 9
第 7 1 号議案	令和 6 年度草加市一般会計補正予算（第 3 号）……………	別添
第 7 2 号議案	令和 6 年度草加市一般会計補正予算（第 4 号）……………	別添
第 7 3 号議案	令和 6 年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計補正予 算（第 1 号）……………	別添
第 7 4 号議案	令和 6 年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計 補正予算（第 1 号）……………	別添
第 7 5 号議案	令和 6 年度草加市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）……………	別添
第 7 6 号議案	令和 6 年度草加市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）……………	別添
第 7 7 号議案	令和 6 年度草加市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）……………	別添
第 7 8 号議案	草加市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……	2 1
第 7 9 号議案	草加駅東口駅前広場整備Ⅲ期工事請負契約の変更契約の締結につい て……………	2 7
第 8 0 号議案	埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について……………	3 1
第 8 1 号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについ	

て.....	3 7
第 8 2 号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて.....	4 1

第 6 1 号議案

令和 5 年度草加市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度草加市一般会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 2 9 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

第 6 2 号議案

令和 5 年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 2 9 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

第 6 3 号議案

令和 5 年度草加市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度草加市駐車場事業特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 2 9 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

第 6 4 号議案

令和 5 年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計歳入歳
出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度草
加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見
を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 2 9 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

第 6 5 号議案

令和 5 年度草加市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度草加市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 2 9 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

第 6 6 号議案

令和 5 年度草加市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度草加市介護保険特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 2 9 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

第 6 7 号議案

令和 5 年度草加市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度草加市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 2 9 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

第 6 8 号議案

令和 5 年度草加市水道事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 5 年度草加市水道事業決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 2 9 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

第 6 9 号議案

令和 5 年度草加市立病院事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 5 年度草加市立病院事業決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 2 9 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

第 7 0 号議案

令和 5 年度草加市公共下水道事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 5 年度草加市公共下水道事業決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 2 9 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

第 7 8 号議案

草加市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

草加市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 8 月 2 9 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

国民健康保険法の一部改正に伴い、条文の所要の整備を行う必要を認めた。
これがこの条例案を提出する理由である。

草加市国民健康保険条例の一部を改正する条例

草加市国民健康保険条例（昭和３４年条例第４号）の一部を次のように改正する。

第１３条中「第９項」を「第５項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第３項若しくは第４項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和６年１２月２日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和６年政令第２６０号）第９条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

参 考 資 料

草加市国民健康保険条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
第 1 3 条 市は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは<u>第 9 項</u>の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u>においては、その者に対し 1 0 0 , 0 0 0 円以下の過料を科する。	第 1 3 条 市は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは<u>第 5 項</u>の規定による届出をせず、<u>又は虚偽の届出をした場合</u>においては、その者に対し 1 0 0 , 0 0 0 円以下の過料を科する。

第 7 9 号議案

草加駅東口駅前広場整備Ⅲ期工事請負契約の変更契約の締結について

令和 5 年 6 月 1 9 日請負契約を締結した草加駅東口駅前広場整備Ⅲ期工事について、次のとおり変更契約を締結したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

- | | |
|-----------------|--|
| 1 契 約 の 目 的 | 草加駅東口駅前広場整備Ⅲ期工事 |
| 2 原 契 約 の 金 額 | 2 5 6 , 7 7 3 , 0 0 0 円
〔 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
2 3 , 3 4 3 , 0 0 0 円 〕 |
| 3 変 更 契 約 の 金 額 | 2 5 1 , 5 4 8 , 0 0 0 円
〔 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
2 2 , 8 6 8 , 0 0 0 円 〕 |
| 4 変 更 に よ る 減 額 | 5 , 2 2 5 , 0 0 0 円
〔 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
4 7 5 , 0 0 0 円 〕 |
| 5 契 約 の 相 手 方 | 長栄・雅特定建設工事共同企業体
代表構成員 埼玉県草加市長栄二丁目 3 6 番地 3 4
長栄建設工業株式会社
代表取締役 落 合 祥 一
構 成 員 埼玉県草加市遊馬町 5 2 9 番地 7
有限会社雅興業
代表取締役 平 田 雅 弥 |

令和 6 年 8 月 2 9 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

草加駅東口駅前広場整備Ⅲ期工事について、施工範囲を縮減したことにより、工事費に減額が生じたため、請負契約の変更契約を締結する必要を認めた。

これがこの議案を提出する理由である。

参 考 資 料

見 積 結 果 表

工 事 名 草加駅東口駅前広場整備Ⅲ期工事

見 積 日 令和6年7月18日

(単位 円)

見 積 業 者 名	見 積 金 額
長栄・雅特定建設工事共同企業体	228,680,000

第 8 0 号議案

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和 6 年 8 月 2 9 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議するため、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

これがこの議案を提出する理由である。

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年指令市第２０７９号）の一部を次のように変更する。

別表第１中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和６年１２月２日から施行する。

参 考 資 料

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の新旧対照表

旧	新
別表第1（第4条関係）	別表第1（第4条関係）
1 条文略 2 <u>被保険者証及び資格証明書</u>の引渡し 3 <u>被保険者証及び資格証明書</u>の返還の受付 4 条文略 ） 6 条文略	1 条文略 2 <u>資格確認書等</u>の引渡し 3 <u>資格確認書等</u>の返還の受付 4 条文略 ） 6 条文略

第 8 1 号議案

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

大久保啓介氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 草加市 [REDACTED]

氏 名 おおくぼ けい すけ
大久保 啓 介

生年月日 昭和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日

令和 6 年 8 月 2 9 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

固定資産評価審査委員会委員大久保啓介氏は、令和6年9月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

これがこの議案を提出する理由である。

参 考 資 料

経 歴

住 所	草加市	
氏 名	大久保 啓 介	
生年月日	昭和	年 月 日 (歳)
学 歴	昭和 6 2 年 3 月	中央大学法学部法律学科卒業
職 歴 等	平成 元年 7 月	司法書士北村晃庸事務所入所
	平成 元年 1 1 月	司法書士試験合格
	平成 3 年 8 月	司法書士北村晃庸事務所退所
	平成 4 年 1 1 月	土地家屋調査士試験合格
	平成 4 年 1 1 月	司法書士・土地家屋調査士大久保事務所入所、現在に至る。
	平成 5 年 8 月	土地家屋調査士登録
	平成 1 3 年 1 1 月	司法書士登録
	平成 1 6 年 2 月	平成 1 6 年度土地家屋調査士試験委員に就任
	平成 1 6 年 1 2 月	同委員任期満了
	平成 1 7 年 2 月	平成 1 7 年度土地家屋調査士試験委員に就任
	平成 1 7 年 1 2 月	同委員任期満了
	平成 1 8 年 2 月	平成 1 8 年度土地家屋調査士試験委員に就任
	平成 1 8 年 1 2 月	同委員任期満了
	平成 2 4 年 1 0 月	草加市固定資産評価審査委員会委員に就任、現在に至る。
	平成 2 5 年 4 月	埼玉土地家屋調査士会草加支部支部長に就任
	平成 2 5 年 6 月	川口税務署管内資産税協議会副会長に就任
	平成 2 9 年 3 月	埼玉土地家屋調査士会草加支部支部長任期満了
	平成 2 9 年 5 月	川口税務署管内資産税協議会副会長任期満了

第 8 2 号議案

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

若山新二郎氏を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 草加市

氏 名 わか若 やま山 しんじろう新二郎

生年月日 昭和 年 月 日

令和 6 年 8 月 2 9 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

人権擁護委員若山新二郎氏は、令和6年12月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を人権擁護委員に推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

これがこの議案を提出する理由である。

参 考 資 料

経 歴

住 所	草加市	
氏 名	若 山 新二郎	
生年月日	昭和	年 月 日 (歳)
学 歴	平成 9 年 3 月	明治大学法学部卒業
職 歴 等	平成 1 8 年 4 月	行政書士・マンション管理士若山事務所設立、現在に至る。
	平成 2 1 年 2 月	一般社団法人首都圏マンション管理士会監事に就任
	平成 2 2 年 4 月	同会埼玉県支部幹事に就任
	平成 2 3 年 2 月	同会埼玉県支部副支部長に就任
	平成 2 3 年 1 1 月	東京都立城南職業能力開発センター講師に就任、現在に至る。
	平成 2 4 年 5 月	埼玉県行政書士会理事に就任
	平成 2 5 年 2 月	一般社団法人首都圏マンション管理士会監事任期満了
	平成 2 7 年 5 月	同会埼玉県支部幹事任期満了
	平成 2 7 年 5 月	同会埼玉県支部副支部長任期満了
	平成 2 7 年 5 月	埼玉県行政書士会理事任期満了
	平成 2 7 年 5 月	同会企業法務部長に就任
	令和 元年 5 月	同会企業法務部長任期満了
	令和 元年 5 月	同会理事に就任
	令和 元年 5 月	同会法規部長に就任
	令和 元年 5 月	同会草加支部副支部長に就任、現在に至る。
	令和 元年 5 月	同会草加支部市民相談部長に就任、現在に至る。
	令和 3 年 5 月	同会理事任期満了
	令和 3 年 5 月	同会法規部長任期満了
	令和 4 年 1 月	人権擁護委員に就任、現在に至る。

令和 6 年

草加市議会 9 月定例会報告

草 加 市

報 告 目 次

第 2 1 号報告	専決処分の報告について……………	1
第 2 2 号報告	令和 5 年度健全化判断比率の報告について……………	5
第 2 3 号報告	令和 5 年度草加市水道事業会計資金不足比率の報告について……………	7
第 2 4 号報告	令和 5 年度草加市立病院事業会計資金不足比率の報告について……………	9
第 2 5 号報告	令和 5 年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計資金不足比率の報告について……………	1 1
第 2 6 号報告	令和 5 年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計資金不足比率の報告について……………	1 3
第 2 7 号報告	令和 5 年度草加市公共下水道事業会計資金不足比率の報告について…	1 5
第 2 8 号報告	アコス株式会社第 3 5 期事業計画及び事業収支予算書の提出について……………	1 7
第 2 9 号報告	アコス株式会社第 3 4 期事業報告書の提出について……………	1 9

第 2 1 号報告

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 8 月 2 9 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会の議決により指定された事項について専決処分する。

損害賠償の額を定めることについて

草加市は、草加市道の管理瑕疵により生じた事故の損害賠償の額を次のとおり定めるものとする。

1 損害賠償の額 6, 6 0 0 円

内訳 物件損害賠償の額 6, 6 0 0 円

（道路賠償責任保険により全額補填）

2 損害賠償の相手方

住 所 草加市

氏 名

3 事故の概要

令和 6 年 3 月 2 2 日午後 3 時頃、氏が草加市稲荷三丁目 1 3 番 1 6 号地先の市道 4 0 4 4 2 号線を歩いて横断した際、道路側溝の隙間に足が挟まり、靴を損傷した。

専 決 処 分 理 由

草加市稲荷三丁目 1 3 番 1 6 号地先において発生した事故に対し、その損害を賠償する
必要を認めた。

したがって、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会の議決により指定された
事項について専決処分する。

令和 6 年 6 月 2 0 日

草加市長 瀬 戸 百合子

第 2 2 号報告

令和 5 年度健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 5 年度健全化判断比率を別添監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和 6 年 8 月 2 9 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

令和 5 年度健全化判断比率

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
－	－	4. 9	2 6. 5
(1 1. 2 9)	(1 6. 2 9)	(2 5. 0)	(3 5 0. 0)

(注)

- 1 健全化判断比率が負数（黒字）の場合は「－」で表示
- 2 実質赤字比率の実数値は△ 9. 6 1 %
- 3 連結実質赤字比率の実数値は△ 2 9. 7 6 %
- 4 括弧内の数値は、早期健全化基準を記載
- 5 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は小数点第 3 位以下を切捨て、実質公債費比率及び将来負担比率は小数点第 2 位以下を切捨て

第 2 3 号報告

令和 5 年度草加市水道事業会計資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 5 年度草加市水道事業会計資金不足比率を別添監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和 6 年 8 月 2 9 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

令和 5 年度草加市水道事業会計資金不足比率

資金不足比率（％）	備 考
— （ 20.0 ）	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令 （平成19年政令第397号）第17条第1号の 規定により事業の規模を算定

（注）

- 1 資金不足比率が負数（剰余）の場合は「－」で表示
- 2 実数値は△129.4％
- 3 括弧内の数値は、経営健全化基準を記載
- 4 資金不足比率は小数点第2位以下を切捨て

第 2 4 号報告

令和 5 年度草加市立病院事業会計資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 5 年度草加市立病院事業会計資金不足比率を別添監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和 6 年 8 月 2 9 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

令和 5 年度草加市立病院事業会計資金不足比率

資金不足比率（％）	備 考
— （ 20.0 ）	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令 （平成 19 年政令第 397 号）第 17 条第 1 号の 規定により事業の規模を算定

（注）

- 1 資金不足比率が負数（剰余）の場合は「－」で表示
- 2 実数値は△ 21.9％
- 3 括弧内の数値は、経営健全化基準を記載
- 4 資金不足比率は小数点第 2 位以下を切捨て

第 2 5 号報告

令和 5 年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計資金不足比率
の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項
の規定により、令和 5 年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計資金不足比率
を別添監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和 6 年 8 月 2 9 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

令和５年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計資金不足比率

資金不足比率（％）	備 考
— （ 20.0 ）	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令 （平成１９年政令第３９７号）第１７条第４号の 規定により事業の規模を算定

（注）

- 1 資金不足比率が負数（剰余）の場合は「－」で表示
- 2 資金の不足額及び剰余額はなし
- 3 括弧内の数値は、経営健全化基準を記載
- 4 資金不足比率は小数点第２位以下を切捨て

第 2 6 号報告

令和 5 年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 5 年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計資金不足比率を別添監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和 6 年 8 月 2 9 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

令和５年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計資金不足比率

資金不足比率（％）	備 考
－ （ ２ ０ . ０ ）	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令 （平成１９年政令第３９７号）第１７条第４号の 規定により事業の規模を算定

（注）

- １ 資金不足比率が負数（剰余）の場合は「－」で表示
- ２ 資金の不足額及び剰余额はなし
- ３ 括弧内の数値は、経営健全化基準を記載
- ４ 資金不足比率は小数点第２位以下を切捨て

第 2 7 号報告

令和 5 年度草加市公共下水道事業会計資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 5 年度草加市公共下水道事業会計資金不足比率を別添監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和 6 年 8 月 2 9 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

令和 5 年度草加市公共下水道事業会計資金不足比率

資金不足比率（％）	備 考
— （ 20.0 ）	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令 （平成 19 年政令第 397 号）第 17 条第 1 号の 規定により事業の規模を算定

（注）

- 1 資金不足比率が負数（剰余）の場合は「－」で表示
- 2 実数値は△ 52.1％
- 3 括弧内の数値は、経営健全化基準を記載
- 4 資金不足比率は小数点第 2 位以下を切捨て

第 28 号報告

アコス株式会社第 35 期事業計画及び事業収支予算書の提出について

アコス株式会社第 35 期事業計画及び事業収支予算書について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり提出する。

アコス株式会社第 35 期事業計画及び事業収支予算書 別添

令和 6 年 8 月 29 日提出

草加市長 瀬戸 百合子

第 2 9 号報告

アコス株式会社第 3 4 期事業報告書の提出について

アコス株式会社第 3 4 期事業報告書について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり提出する。

アコス株式会社第 3 4 期事業報告書 別添

令和 6 年 8 月 2 9 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子